

茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度実施要項

(目的)

第1条 この要項は、優れた特性を有する新商品の生産または新役務を提供するベンチャー企業等を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に定める「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」（以下、「茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者」という。）として認定し、県内外に広く情報発信するとともに、当該新商品・新役務（以下「新商品等」という。）について県の随意契約による率先的な活用等を行うことを通じ、その普及を促すことを目的として、必要な事項を定める。

(申請者の要件)

第2条 本制度において認定申請できる事業者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること
- (2) 県内に事業所を有する企業であること
- (3) 県の機関において活用が見込まれる新商品等を提供する企業であること
- (4) ベンチャー企業であること

(認定申請)

第3条 認定を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定申請書（様式第1号）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には次の書類を添付しなければならない。

- (1) 実施計画（様式第2号）
- (2) 納税証明書（未納がないことの証明）
- (3) 登記事項証明書
- (4) 直近2期分の財務諸表
- (5) その他新商品等に関する資料（パンフレット、写真等）

(認定基準)

第4条 実施計画は、申請する新商品等が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3第1項各号に適合し、かつ医療福祉や環境分野など、県の行政目的の実現に有効であると認められるものでなければならない。

(認定)

第5条 知事は、事業者から認定申請書及び実施計画が提出されたときは、前条に定める認定基準に適合するものかどうかについて、2人以上の学識経験者の意見を聴かななければならない。

2 知事は、認定申請書および実施計画が前条に定める認定基準に適合すると認めるときは、その申請事業者を茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者として認定する。

3 知事は、前項により、茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者として認定したときは、当該認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、茨城ベンチャートライア

ル優良商品等創出事業者認定通知書（様式第3号）により通知するとともに、茨城ベンチャー
トライアル優良商品等創出事業者認定証（様式第4号）を交付する。

4 不認定としたときは、当該不認定事業者に対し、茨城ベンチャートライアル優良商品等創出
事業者不認定通知書（様式第5号）により通知する。

5 認定の有効期間は、認定を通知した日から3年を経過した日の属する年度末までとする。

（公表）

第6条 知事は、茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者を認定したときは、事業者の
名称、住所及び連絡先並びに認定に係る新商品等の名称、価格及び内容を公表するものとする。

（新商品等の周知等）

第7条 知事は、認定した新商品等の周知及び調達に努めるものとする。

（実施計画の変更）

第8条 認定事業者が実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画を茨城ベン
チャートライアル優良商品等創出事業者の認定に係る変更認定申請書（様式第6号）により知
事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により変更後の実施計画が提出されたときは、変更後の実施計画が第4
条に定める認定基準に適合するか審査し、適合すると認めた場合には、変更後の実施計画に係
る承認通知書（様式第7号）により、その旨を申請事業者に通知する。

（報告）

第9条 知事は、必要に応じて実施計画の認定基準への適合状況等について認定事業者に報告
を求めることができるものとする。

2 事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、茨城ベンチャートライアル優良商品等創
出事業者の認定に係る実施計画の中止届（様式第8号）により知事に届け出るものとする。

（認定の取消し）

第10条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取
り消すことができる。

(1) 認定された実施計画（第8条の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）
に従って事業を実施していないとき

(2) 認定事業者が、第2条第1号から第3号のいずれかの要件に適合しなくなったとき

(3) 認定した新商品等が、第4条に定める認定基準に適合しなくなったとき

(4) 認定事業者が、偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき

(5) 認定事業者において認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、茨城ベンチャートライアル優良商品等
創出事業者の認定の取消通知書（様式第9号）により、速やかにその旨を認定事業者に通知す
る。

(募集にあたっての告知事項)

第 11 条 知事は、認定申請の募集をするにあたっては、次に掲げる事項を予め告知するものとする。

- (1) 県は、認定した新商品等の品質等を保証するものではないこと
- (2) 県は、認定した新商品等の購入を確約するものではないこと
- (3) 認定した新商品等と同等品が市場に流通した場合には、随意契約によらず、同等品との競争入札による購入となること
- (4) 申請内容及び申請内容に含まれる個人情報、本事業に関してのみ使用すること
- (5) 申請内容に含まれる著作物等の著作権は県に帰属しないが、公表その他本制度に必要な用途に用いる場合には、県はこれを無償で使用できること
- (6) 県及び学識経験者は、認定事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負わないこと

(その他)

第 12 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

付 則

この要項は、令和 6 年 3 月 2 6 日から施行する。

付 則

この要項は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。